

岩国市監査告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 28 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

令和4年度第4回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

2 監査の対象

市民生活部 文化スポーツ課

建設部 道路課、河川課、都市排水施設課

都市開発部 都市計画課、公園景観課、拠点整備推進課、
中心市街地整備課、建築指導課、建築住宅課

3 監査の実施期間

令和5年1月19日から令和5年2月17日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和4年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

5 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和4年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

なお、全般的な指摘として、見積書・請求書等を電子決裁添付のPDFのみで確認することにより、決裁時に誤りを見落としているケースがある。原本受領時の確認に遺漏のないように努めることを求める。